

(電子メール施行)
教体第 1 3 9 0 号
令和 2 年 7 月 2 9 日

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

県立学校における今後の教育活動等について

令和 2 年 7 月 1 7 日付け教体第 1 3 7 0 号において、県外における教育活動の実施については、当面、自粛するようお願いしたところですが、8 月 1 日以降、感染防止に十分留意しながら学校長の判断で活動できるよう、県立学校における教育活動等を下記のとおりとします。

なお、今後、県内外における感染者がさらに増加した場合においては、感染状況を踏まえ、活動地域を限定する可能性があることを申し添えます。

記

1 教育活動全般について（修学旅行含む）

感染防止対策を講じた上で、実施すること。特に、県外で活動する場合においては、感染防止対策がとられていることを確認の上、実施時期、実施場所、参加人数、移動方法などを十分に検討のうえ実施すること。

2 部活動について

公式試合、練習試合、合同練習・合宿については、感染防止対策を講じた上で、実施する。特に、県外で活動する場合においては、感染防止対策がとられていることを確認の上、実施時期、実施場所、参加人数、移動方法などを十分に検討のうえ実施すること。

3 児童生徒及び教職員について

人口密集地や感染が再拡大している地域との不要不急の往来を自粛するよう周知すること。

また、新型コロナウイルスへの感染及び検査対象となった場合の連絡体制の構築を改めて徹底しておくこと。

なお、新型コロナウイルス感染症 PCR 検査等の陽性時や検査対象となった場合に、学校に連絡がつかない際の連絡手段を県教育委員会として準備しており、追って連絡します。

兵庫県教育委員会事務局
体育保健課 保健安全・食育班（担当：森鼻）
TEL 078-362-3789（直通） FAX 078-362-3959
E-mail : Takafumi_Morihana@pref.hyogo.lg.jp